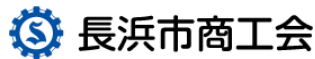


長浜市商工会からのお知らせ



長浜市商工会

TEL:0749-78-2121

FAX:0749-78-1300

情報配信専用e-mail:news@nagahamasci.or.jp

令和5年8月9日(第48号)

お役に立てる情報の配信に心がけております。
ご要望などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

<目次>

- ① 長浜市エネルギー価格高騰対策支援事業のお知らせ(再送)
- ② 新型コロナウイルス感染症対策 特別利子補給助成金の申請のご案内
- ③ 第10回事業承継支援個別相談会開催のお知らせ
- ④ インボイス制度登録要否相談会・制度説明会のお知らせ
- ⑤ 就業環境整備改善支援セミナー開催のお知らせ
- ⑥ 地域別振興事業(イベント情報)の予定について

① 長浜市エネルギー価格高騰対策支援事業のお知らせ(再送)



長浜市では、エネルギー価格の高騰に対応するための支援事業が行われます。
この事業は、長浜市内に事業所を有する中小企業および個人事業者を対象に、
事業継続を支援するための支援金を提供するものです。

【対象者】

長浜市内に事業所等を有する中小企業及び個人事業者で、令和4年7月～令和5年6月の
対象期間内のいずれか任意のひと月のエネルギー経費(電気・ガス・ガソリン等)を
月5万円(税込)以上要したもの。

(1 事業者につき 1 回に限りの申請)

【支援金額】

5万円 (高圧電力及び特別高圧電力の契約者は5万円を上乗せ支給)

【対象経費】

電気、ガス、ガソリン、灯油、重油、軽油のエネルギー経費(事業用に使用したもの)

申請の要件、必要書類および対象となる経費などの詳細は申請ガイドをご確認ください。

申請ガイド:

<https://nagahamasci.or.jp/wp-content/uploads/2023/07/8833bf3999b8a1c3d2f99eb9c97fc48a.pdf>

【申請期間】

令和5年8月21日(月)9:00 ~ 令和5年10月31日(火)16:00

予算上限に達し次第、受付を終了しますのでご了承ください。

【申請手続き】

オンライン申請のみ

専用申請フォームは令和5年8月21日(月)9:00から公開されます。

専用フォームURL: <https://logoform.jp/f/QLrV7>

申請が集中する場合、繋がりにくくなる可能性がありますので
ご了承ください。

QRコード



【申請サポート】

オンライン申請が不安な方は下記連絡先にお問い合わせください。(令和5年8月21日より)

長浜市商工会: ☎0749-78-2121

長浜商工会議所: ☎0749-62-2500

長浜ビジネスサポート協議会: ☎0749-53-2533

事業の詳細や申請方法についてのお問合せは長浜ビジネスサポート協議会までお願いします。
(令和5年8月1日より)

② 新型コロナウイルス感染症対策 特別利子補給助成金の申請のご案内



**公的金融機関より本制度の対象貸付を受けた方の内、一定の要件を
満たす方に、貸付を受けた日より最長3年間にあたる利子相当額を
一括で助成する制度です。**

今年5月末時点で利子補給の申請がまだの方に対しては、日本政策金融公庫より案内が
届いております。

利子補給の申請期限は令和5年8月31日となっておりますので、該当される方はお早めに
申請してください。

尚、まだ申請しておられないかが不明であることや、取引番号・名寄せ番号などがわからない
方は、日本政策金融公庫彦根支店までお問い合わせください。

日本政策金融公庫彦根支店 ☎0749-24-0201 担当: 橋口氏、中村氏

※ 助成金についての詳細は別添資料にてご確認ください。

③ 第10回事業承継支援個別相談会開催のお知らせ

**経営者の高齢化が進む中、事業承継や引継ぎ(M&A)によって経営資源を次世代に
引き継ぐことは喫緊の課題です。**

【相談日時】 令和5年10月12日(木) 10:00～16:30 (4組限定)
 【相談会場】 長浜市商工会 (長浜市役所湖北支所内)
 【主催】 滋賀県事業承継・引継ぎ支援センター

事業を後継者につがせることになったが、どのような手続きをすればよいか？

個人事業主だが後継者がいない。何かよい方法はあるか？

事業を他の事業者に譲渡したいが、どのように進めていけばよいか？

などなど、様々なお悩みをご相談ください。
 早い目に相談してみましょう！
 「相談無料」「秘密厳守」です。

相談ご希望の方は、別添申込書に必要事項をご記入いただき、長浜市商工会まで
電話(78-2121)もしくはFAX(78-1300)にてご返信ください。

※ 先着順とさせていただきます。詳細は添付資料をご覧ください。

④ インボイス制度登録要否相談会・制度説明会のお知らせ

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります！

登録したらどうなるの？ 登録するかどう判断したらいいの？ インボイスはどうやって作ればいいのか？ そもそも消費税ってよくわからない・・・など、皆さんのお悩みに
 税務職員から個別にお答えいただけます。

【登録要否相談会】

日 程	定 員	連 絡 先
8月25日(金)	各日7名まで ① 9時～ ② 10時～ ③ 11時～ ④ 13時～ ⑤ 14時～ ⑥ 15時～ ⑦ 16時～	長浜税務署 ☎0749-62-6144 (代表) 個人課税第一部門 (内線44) 法人課税第一部門 (内線22)
9月 6日(水)		
9月15日(金)		

【インボイス説明会】

日 程	定 員	連 絡 先
8月23日(水) 10時00分～11時00分	各日10名まで	長浜税務署 ☎0749-62-6144 (代表) 法人課税第一部門 (内線22)
9月13日(水) 10時00分～11時00分		

※ 相談会(個別)及び説明会は事前予約制です。
 お電話の際には、自動音声案内にしたがって「2」番を選択してください。

⑤ 就業環境整備改善支援セミナー開催のお知らせ

起業期は夢を追うので意識が一致していますが、いつかは現実が見えてきます。
夢と目標は大切ですが、法令順守は必須事項です。
事業の未来のため、この機会に就業環境を見直してみませんか？

【開催期間】

令和5年8月～令和6年1月(予定)

【対象者】

事業主や労務担当者など、どなたでも参加いただけます。

【内容】

労務管理の基本的な知識について分かりやすく解説されます。

- ・ オンラインセミナー 120分
- ・ 現地セミナー 120分

【セミナーテーマ】

- ① 労働条件の明示、就業規則の作成・変更について
- ② 労働時間・休憩・休日について
- ③ 採用・募集、労働保険・社会保険の加入について
- ④ 働きやすい職場環境・労働者が納得できる待遇について
- ⑤ 賃金・割増賃金について
- ⑥ 年次有給休暇制度・退職や解雇について

※ セミナーの詳細は別添チラシにてご確認ください。



⑥ 地域別振興事業(イベント情報)の予定について

今年度開催予定の事業についてお知らせします。
多くの方のご参加をお待ちしております。



ふるさと夏まつり、木之本地蔵縁日、きのもと花火大会
長浜あざいあっぱれ祭り2023
長浜市あざいお市マラソン大会
大道芸フェスタ in 虎御前2023
第39回観音の里ふるさとまつり
湖北ハロウィンフェスタ(青年部)



8月22日(火)～25日(金)
9月2日(土)
10月8日(日)
10月9日(月、祝)
10月15日(日)
10月21日(土)

下記特休(お盆)集中休暇について

下記期間を集中休暇とさせていただきます。

会員事業所の皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

8月11日(金・祝)～8月16日(水)



長浜市

長浜市

中小企業・個人事業者の皆さまへ

エネルギー価格高騰 対策支援金のお知らせ

エネルギー価格高騰の影響を受ける長浜市内に事業所等を有する中小企業・小規模事業者及び個人事業者に支援金を支給し、事業継続を後押しします。

支援対象者

次のすべてを満たす中小企業・小規模事業者及び個人事業者

- ① 長浜税務署で申告を行う「長浜市内に事業所等を有する中小企業・小規模事業者及び個人事業者」で、「対象期間内（令和4年7月～令和5年6月）いずれか任意のひと月」に「月5万円（税込）以上のエネルギー経費」を要したもの
- ② 申請時に長浜市内で事業を営んでいて、今後も事業を継続するもの
- ③ 市税に滞納がないもの
- ④ 法人の場合は下記に該当するもの
・直近の法人市民税確定申告書（第二十号様式）の所在地が長浜市である事業者
・中小企業等経営強化法第二条第二項に規定する中小企業者
- ⑤ 個人事業者の場合は下記に該当するもの
・事業所等の所在地が長浜市内であることが確認できる書類を提出できるもの
事業所等とは⇒ 本社、事業所、本店、支社、支店、営業所等 ただし、「長浜税務署で申告をした」事業者に限る
事業者とは ⇒ 長浜市内で主たる事業所を有する、中小企業、小規模事業者又は、フリーランスを含む個人事業者

支援金額

5万円

※高圧電力及び特別高圧電力の契約者には5万円を上乗せ支給
※1事業者につき1回限り

対象経費

長浜市内の事業所等で使用した

- 電気料金
- ガス料金
- 灯油及び重油料金
- 軽油料金
- ガソリン料金

左記の経費の支払いがわかる領収書

※任意のひと月において、5万円（税込）以上のエネルギー経費の支出が確認できれば足りず、
（例：任意のひと月に7万円の電気料金と3万円のガス料金の支出がある場合、
1万円の電気料金の領収書のみをご提出ください）

エネルギー経費が口座引き落としの場合は、通帳の写しと請求書（内訳がわかるもの）の添付が必要です。

申請期間

令和5年

8月21日

9:00

令和5年

10月31日

16:00

予算上限額に達し次第終了します

申請方法

オンライン申請のみ

詳しくは、ビジネスサポート協議会のホームページ（裏面QRコード）に載っている「申請ガイド」をご覧ください。

申請は
専用フォーム
からお願いします

<https://logoform.jp/f/QLrV7>



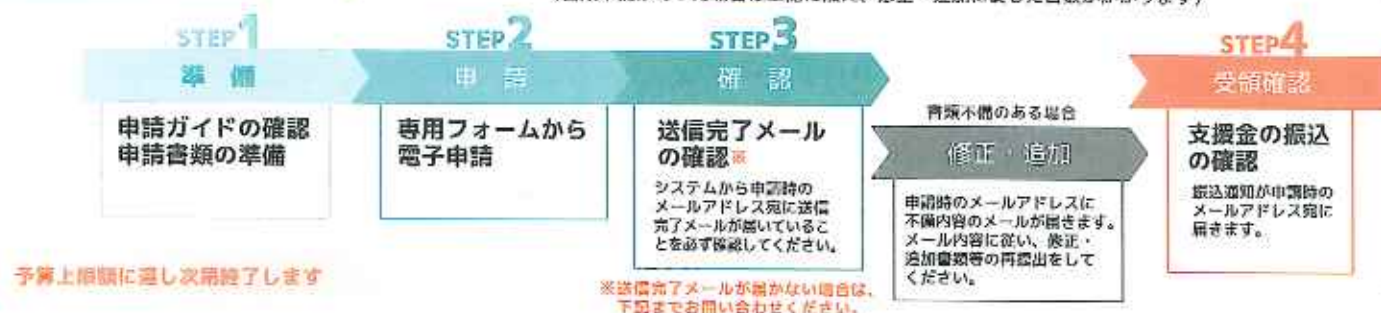
申請書類

	対象者要件に関するもの	対象経費・支援金振込みに関するもの
法人	■直近の法人税及び地方法人税確定申告書の別表一 ■直近の法人市民税確定申告書（第二十号様式） ※ 収受印が確認できるもの ※ 電子申請の場合は、「受信通知」又は「電子申告終了報告書」「申告受付完了通知」をあわせて提出 ※ 上記申請書類の他、支援対象者であることを確認する書類の提出を求める場合があります	■対象期間において、長浜市内の事業所等で使用した5万円(税込)以上のエネルギー経費を要したことがわかる領収書等 ※ 口座引落の場合は、通帳の写しと請求書（内訳がわかるもの）の提出が必要です。
個人事業者	■確定申告書 第一表 ※ 収受印が確認できるもの ※ 電子申請の場合は、「受信通知」又は「電子申告終了報告書」をあわせて提出 ■確定申告書第一表で事業所の所在地が確認できない場合は、事業所の所在地が確認できる公的機関が発行する書類（開業届・営業許可証・建築業許可証等 公的機関発行の許可証） ※ 上記申請書類の他、支援対象者であることを確認する書類の提出を求める場合があります	■高圧電力及び特別電力契約者の場合は、検針票など高圧電力等の契約をしていることがわかるもの ■支援金振込先口座の通帳の写し ※ 金融機関、支店、口座名義人、口座番号が確認できるもの

申請フロー

電子申請から振込までは概ね3週間程度かかります

（出類不備があった場合は上記に加え、修正・追加に要した日数がかかります）



その他

次の燃料価格等負担軽減対策給付金などの受給者は対象外となります。

- 長浜市地域公共交通燃料費高騰対策支援金
- 長浜市障害福祉サービス事業所燃料価格等負担軽減対策給付金
- 長浜市介護保険サービス事業所燃料価格等負担軽減対策給付金
- 長浜市民間放課後児童クラブ原油価格・物価高騰対策支援金
- 長浜市小規模放課後児童クラブ原油価格・物価高騰対策支援金
- 長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営補助金（原油価格・物価高騰負担軽減臨時特例事業）
- 長浜市病児保育施設整備費等補助金（原油価格・物価高騰負担軽減臨時特例事業）

その他

- （１）会社以外の法人（医療法人・農業法人・NPO法人・社会福祉法人等）も対象とします。
ただし、政治団体や宗教法人・宗教団体のほか、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者は対象外となります。
- 【対象外業種】①. 国、法人税法別表第一に規定する公共法人 ②. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者 ③. 政治団体 ④. 宗教上の組織もしくは団体 ⑤. ①～④までに掲げる者のほか、支援金の趣旨、目的に照らして適当でないと長浜市長が判断する者等
- （２）不動産賃貸業を営む事業者において、当該賃料が事業収入として計上されていれば対象、不動産収入として計上されている場合は対象外となります。
- （３）事業収入であっても「副業」は対象外となります。※給与が事業収入を上回る場合は「副業」として取扱う
- （４）公共施設等の指定管理者は対象外となります。

お問い合わせ

一般社団法人 長浜ビジネスサポート協議会

（長浜市中小企業等エネルギー・価格負担軽減対策支援事業実施事業者）〒726-0037 滋賀県長浜市高田町17-34

☎0749-53-2533 受付時間 9:00~17:00

専用メール energy@nagahamabiz.com

※土日祝（9/14～8/16）計く
8/10/31は16:00まで



事業の
詳細は
こちら！

※この事業は、長浜商工会議所、長浜市商工会等の連携で組織された（一社）長浜ビジネスサポート協議会が長浜市からの委託を受けて実施します。

特別利子補給助成金の申請のご案内

申請受付期限

<当日消印有効>

2023 年 8 月 31 日 (木)

期限を延長しました。オンライン申請でスムーズに！

オンライン申請はこちら

特別利子補給金



<https://tokubetsu-riho.jp>

▶「申請の手引き」等を掲載しています。



制度
概要

公的金融機関より本制度の対象貸付を受けた方のうち、一定の要件を満たす方に貸付を受けた日から**最長 3 年間**にあたる利子相当額を**一括で助成**する制度です。

助成対象者

○以下の要件を満たす方が助成対象となります。詳細は「申請の手引き」をご参照。

	事業規模	売上高減少率 (※1)
①	個人事業主 事業性のあるフリーランス含む	要件なし
②	法人事業者	15 % 以上
③	中小企業者等 (上記①、②を除く事業者)	20 % 以上

売上高減少率は、下記 1 ～ 4 の売上高と、前年・前々年・3 年前(※2)・4 年前(※3) 同期の売上高のいずれかとを比較して求めます。

1. 対象貸付の申込を行った際の**最近 1 か月**
2. (最近 1 か月の) 翌月
3. (最近 1 か月の) 翌々月
4. 最近 1 か月から遡った 6 か月間の平均売上高 (※4)

(※1) 業歴が1年1か月以上未満により、売上高減少率の算出方法は異なります。詳細は「申請の手引き」をご参照ください。
なお、業歴1年1か月以上であっても、1年以内に店舗拡大した等の理由から前年の売上高との比較が馴染まない方等は、業歴1年1か月未満として、売上高減少率の判定をすることができます。

(※2) 3年前同期との比較は、2021年1月22日以降に貸付を受けた方に限り、ご選択いただけます。

(※3) 4年前同期との比較は、2022年1月28日以降に貸付を受けた方に限り、ご選択いただけます。

(※4) 最近1か月から遡った6か月間の平均売上高の比較は、2020年12月21日以降に貸付を受けた方に限り、ご選択いただけます。

対象貸付の限度額

○以下の貸付額を上限として助成対象とします。詳細は「申請の手引き」をご参照。

公的金融機関	貸付上限額 (※1)
・日本公庫 (中小事業) ・沖縄公庫 (中小企業資金) ・商工中金 (※2) ・日本政策投資銀行 (※2)	3 億円
・日本公庫 (国民事業) ・沖縄公庫 (生業資金・生活衛生資金)	6,000万円

(※1) 貸付上限額は、新規融資と既往債務借換との合計金額です。

(※2) 商工中金と日本政策投資銀行の貸付上限額は合算となります。

お問合せ

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 (独立行政法人 中小企業基盤整備機構 委託事業)



0570-060515 (受付時間：平日 9時～17時)

新型コロナウイルス感染症特別貸付に係る特別利子補給制度
特別利子補給助成金の申請に関するご案内

2023年6月28日

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
この度、「新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度」対象
のお借入れをされている方のうち、特別利子補給助成金の申請
がお済みでない方に対して、ご案内をさせていただきます。
本申請には期限がございますので、助成要件を満たす方にお
かれましては、下記の申請受付期限までにご申請をいただけます
よう、お願いいたします。

受付
期限

2023年8月31日(木)

オンライン 当日送信完了
郵送 当日消印有効

■オンライン申請を行うために必要な情報

金融機関名	※お借入された公的金融機関の名称となります。
取引番号	XXXXXXXX ※お借入ごとに固有の番号となります。
名寄番号	XXXXXXXXXX ※事業者様ごとに固有の番号となります。

■本申請を行うためのご参考情報

お借入日	XXXX年XX月XX日 ※本利子補給制度の対象となるお借入を受けた日
------	---------------------------------------

- 本通知は、202X年XX月XX日 現在の情報をもとに作成しております。
本通知と行き違いでご申請済みである場合は、ご容赦ください。
- オンライン申請は、**お借入れ1件ごとにご申請ください**。
複数のお借入れがある場合、それぞれに申請が必要となります。

申請方法のご案内

次の①または②の方法によりご申請いただけます。

1 オンライン申請 **早い! 簡単!**

特別利子補給制度のホームページにアクセスし、
必要事項をご入力いただき、送信してください。

特別利子補給金

URL

https://tokubetsu-riho.jp

トップページ

→新たに申請される方はこちら

→さっそくオンラインで申請する

＜必要事項＞

- ①本通知書の記載事項(取引番号、名寄番号)
- ②売上高要件の判定に関する情報(お借入申込月、売上高、従業員数等)
- ③特別利子補給金を受領する金融機関の口座情報
- ④オンライン申請に使用する電子メールアドレス

2 郵送申請

申請書類に必要事項を記入し、事務局宛の専用封筒に
封入いただき、投函してください。

＜申請書類＞

- ①交付申請書 ②誓約同意書(別紙1) ③申告書(別紙2)
- ④事務局宛て専用封筒(※切手の貼付は不要です)

- 申請書類を紛失された場合は、本通知書の返信用ハガキを投函する
ことで、申請書類を再送させていただきますので、ご活用ください。
- 再送の申込は、**2023年7月31日(月)**が期限となりますので、ご希望の
方は、お早めにお手続きください。

(第10回)

事業承継支援個別相談会

経営者の高齢化が進む中、事業承継や引継ぎ（M&A）によって経営資源を次世代に引き継ぐことは喫緊の課題です。

事業を後継者につがせることになったが、どのような手続きをすればよいのか？

個人事業主だが後継者がいない。何かよい方法は？

事業を他の事業者に譲渡したいが、どのように進めていけばよいのか？

などなど、様々なお悩みをご相談ください。
できることから始めましょう！
「相談無料」「秘密厳守」です。

相談会場

長浜市商工会

長浜市湖北町速水2745

相談日時

令和5年10月12日（木）

- ① 10:00～11:30
- ② 11:30～13:00
- ③ 13:30～15:00
- ④ 15:00～16:30

対象者等

中小企業・
小規模事業者等の方

主催



コーディネーター
中小企業診断士・税理士

中川 学

センタースタッフ



内海



川崎



飯田



谷田



村田

事業承継支援個別相談会

秘密
厳守

相談
無料

令和5年 第10回個別相談会

開催日	個別相談会場	場所	電話番号
10/12(木)	長 浜 市 商 工 会	滋賀県長浜市湖北町速水2745	0749-78-2121

個別相談会は、4コマです。

(10:00～11:30, 11:30～13:00)

(13:30～15:00, 15:00～16:30)

滋賀県事業承継・引継ぎ支援センター
〒520-0806 大津市打出浜2番1号 コラボしが21(9階)
E-mail: info@shiga-hikitsugi.jp

申 込 先



TEL: 077-511-1505

FAX: 077-526-5860

又は、

長浜市商工会
〒529-0341 滋賀県長浜市湖北町速水2745

TEL: 0749-78-2121

FAX: 0749-78-1300

事業承継支援個別相談会申込書

相談希望日 (場 所)	令和5年10月12日(木) ご希望時間[: ~ :] 場所:長浜市商工会 ※ファックスまたはメール受領後、相談時間の連絡を入れてさせていただきます。
事業所名	
所在地	〒
代表者名	
業 種	☐ 製造業 ☐ 建設業 ☐ 卸売業 ☐ 小売業 ☐ 観光・運輸業 ☐ サービス業 ☐ その他
連絡先	TEL: E-mail:
状 況	☐ 親族内承継 ☐ 従業員承継 ☐ 会社・事業の譲渡 ☐ 会社・事業の譲受 ☐ その他

個人情報の利用目的のご案内

個人情報は、以下の目的で使用し管理します。また、個人情報を予めご本人の同意を得ることなく、第三者に提供しません。

・各種相談やお問い合わせに関する対応など ・セミナーなどに関する情報のご案内

・実施する各種調査の公表（公表する際には特定できないように配慮します。）

優れた経営者の仕事は、魅力的な職場環境を創ることだ。

テキスト
受講料
無料

就業環境 整備改善 支援セミナー



起業期は夢を追うので意識が一致していますが、いつかは現実が見えてきます。夢と目標は大切ですが、法令遵守は必須事項です。御社の未来のため、この機会に、就業環境を見直してみませんか？

開催期間	令和5年8月～令和6年1月(予定) ※詳しくはWEBをご確認ください。	対象者	事業主や労務担当者など。 どなたでも参加いただけます。
内容	労務管理の基本的な知識について分かりやすく解説します。「やさしく分かりやすく」を基本に制作されたセミナーテキストだけではなく、労務管理に関する資料集・判例集も併せて提供いたします。 【オンラインセミナー】120分 6つのテーマ毎に開催します。①②、③④、⑤⑥と2つのテーマがセットとなっています。受講の順番に決まりはありません。どちらか1つのご参加や複数参加も可能です。(1テーマ60分 休憩含む) < 9:30～11:30 / 13:30～15:30 / 16:00～18:00 > 【現地セミナー(全会場共通)】120分 ①～⑥全てのテーマを説明いたします。 < 14:00～16:00 > (休憩含む) ※新型コロナウイルスの影響にて変更・中止になる可能性があります。 セミナーテーマ ① 労働条件の明示、就業規則の作成・変更について ② 労働時間・休憩・休日について ③ 採用・募集、労働保険・社会保険の加入について ④ 働きやすい職場環境・労働者が納得できる待遇について ⑤ 賃金・割増賃金について ⑥ 年次有給休暇制度・退職や解雇について		
個別相談会	オンライン・現地共通。1社15分程度。セミナー終了後、個別に対応します。※事前予約制		
申込方法	FAXもしくはWEB(裏面に申込用紙があります)。スマートフォンからお申込みいただけます。		



就業環境整備改善支援セミナー

セミナー申込書 (FAX送信用) 送信先: 075-741-7863

※必須 参加 希望日	オンライン	【テーマ①②: 月 日】【テーマ③④: 月 日】【テーマ⑤⑥: 月 日】		
	現地	月 日 (都道府県:)		
※現地・オンライン関係なく複数日申込み可能。 オンラインを希望の場合、①～⑥に希望日を記入して下さい。複数日参加できます。				
フリガナ		フリガナ		
※必須 参加者 氏名		※必須 事業場		
※必須 ご住所	〒 ※ オンラインセミナーを希望の場合、こちらに記載いただいたご住所宛にテキストを送付いたします。			
※必須 Email				
※必須 TEL		FAX		
※必須 自主点検表 (事業場) について	☐ 自主点検表が届いている ▶ ID: _____ (数字8桁) 自主点検表がお手元に届いている方は添状に記載されているIDの記入をお願いいたします。 ※ IDが分からない場合は「不明」と記入をお願いいたします。「自主点検表」は全ての事業場に配布しているものではありません。 ☐ 自主点検表は届いていない ▶ ☐ 新規起業事業場 (2018年以降設立) ☐ その他 ※どちらかにチェックをお願いします。			
フリガナ				
他参加者 氏名				
セミナー後 個別相談 希望	あり ・ なし		セミナー終了後に講師もしくは専門家との無料の個別相談会を実施します。 15分以内の簡易的な相談会となりますので、お気軽にお申込みください。 ※ 申込後に事務局より実施時間のご連絡をさせていただきます。 ※ 先着順となりますので満席の場合は事務局よりご連絡させていただきます。 ※ 時間の都合上、お待ちいただく可能性もございますことご了承ください。	
専門家による個別 支援希望	あり ・ なし		専門家が訪問、もしくはオンラインにて労務管理に関する助言等を無料で 行います。お申込み後、専門家より日程調整のご連絡をさせていただきます。 ※ 原則支援は2回となりますことご了承くださいませ。	
	希望日程		月 日	月 日
※必須 個人情報の 取り扱いに ついて	● 本申込書にご記入いただいた個人情報 (以下「個人情報」) を取得する事業者: ランゲート株式会社 (以下「当社」) ● 当社の個人情報保護管理者および個人情報に関する問い合わせ先: 情報通信部PMR担当 E-MAIL: privacy@mb.langate.co.jp ● ご記入いただいた内容は 本事業の参加受付のご利用案内のために利用します。 ● 当社は開示対象個人情報について、本人または代理人から受け付けた開示等の求めに応じます。 ● 当社は、本事業の実施報告のため、本事業の委託者である厚生労働省に、個人情報を書面にて提供することがあります。 ● 個人情報の提出は任意のものです。記載間違いや記載漏れがある場合は、参加受付ができない場合があります。 ☐ 同意する (チェックしてください)			
留意 事項	● オンラインセミナーへ申込みいただいた方には、ZOOMのミーティング情報を前日にメールにてお知らせします。 ● オンラインセミナーの場合、事前にテキストを送付しますので、「住所」の記入漏れやお間違いのないようお願いいたします。 ● 複数でご参加の場合は、代表者様の氏名、連絡先等の記載と参加者全員の氏名の記載をお願いします。 ● 定員を超えてからのお申し込みは受付できない可能性があります。予めご了承ください。			

【お問い合わせ先】就業環境整備・改善支援事業 運営事務局

ランゲート株式会社 〒604-8141 京都市中京区泉正寺町 328 西川ビル 4F

TEL: 075-741-7862 (平日 9:00~18:00) FAX: 075-741-7863

メール: s_seminar@mb.langate.co.jp WEB: https://shuugyou.mhlw.go.jp



労務管理について
お気軽にご相談下さい!

就業環境 セミナー

検索

